明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（二四）　二
〔政　令〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九七）　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（法律第二四号）（総務省）

一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正関係

1　選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

㈠　選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供に係る加算規定を設けることとした。（第四条第一六項及び第四条の三第七項関係）

㈡　期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照等の設備の整備に係る加算規定を設けることとした。（第四条の三第五項及び第六項関係）

㈢　最近における選挙等の執行状況を踏まえ、開票所経費の基準額について、その積算に用いる開票に要する時間を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定することとした。（第五条関係）

2　投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することとした。（第四条、第六条～第九条、第一三条～第一三条の三、第一五条及び第一七条関係）

3　公職選挙法の一部改正に伴う規定の新設等

二に伴い、共通投票所経費を創設するとともに、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定に対応した基準額を設定することとした。（第四条の二及び第四条の三第二項関係）

二　公職選挙法の一部改正関係

1　共通投票所制度の創設

㈠　市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができるものとした。（第四一条の二第一項関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会は、共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならないものとした。（第四一条の二第二項関係）

㈢　共通投票所の投票管理者及び投票立会人は、選挙権を有する者の中から選任するものとした。（第四一条の二第五項関係）

㈣　共通投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じるものとするとともに、必要があると認めるときは、開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げることができるものとした。（第四一条の二第六項関係）

2　期日前投票の投票時間の弾力的な設定等

㈠　期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、次に掲げる措置をとることができるものとした。（第四八条の二第六項関係）

(1)　開く時刻を午前八時三〇分から二時間以内の範囲内において繰り上げること。

(2)　閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げること。

㈡　市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合には、午前八時三〇分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いていればよいものとした。（第四八条の二第六項関係）

㈢　市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合において、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとした。（第四八条の二第七項関係）

㈣　期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとした。（附則第九条関係）

3　投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満一八年未満の者をいう。以下同じ。）は投票所に入ることができるものとした。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでないものとした。（第五八条第二項関係）

三　施行期日等

1　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び二については公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四三号）の施行の日から施行するものとした。

2　一の1及び一の2による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第一三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九五条の規定による投票について適用するものとした。

3　新基準法第一三条の三の規定は、公職選挙法第三〇条の三第一項に規定する申請の時の属する日が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとした。

4　一の3による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定及び二による改正後の公職選挙法の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日のうちいずれか早い日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九五条の規定による投票について適用するものとした。

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。